「社債の価格情報インフラの整備等に関するワーキング・グループ」(第25回)

平成 29 年 11 月 7 日 (火) 16 時 00 分~ 日本証券業協会 第 1 会議室

次 第

- 1. 社債の取引情報の発表制度の定期検証に関するアンケート結果を受け御審議いただきたい事項について
- 2. 発表停止基準の取扱いの見直しについて
- 3. その他

以 上

アンケート結果を受け御審議いただきたい事項

平成29年11月7日日本証券業協会

1. 発表対象基準関係

「当該社債の銘柄格付がAA格相当以上であること」の見直しについて

必要:10社、不要:9社

【意見の概要】

発表対象取引のカバー率向上や透明性向上の観点から、A 格以下への拡大を求める意見があった一方、①本制度が流動性向上に資したエビデンスに乏しく慎重にすべき、②流動性の低下や投資家の特定などの悪影響を懸念、③制度の開始以降、これまで大きな価格変動(金利・クレジット)を経験していない中では、慎重に現状のままで事例の蓄積を続けることが適切であると考えるとの反対意見があった。

2. 発表事項関係

(1)「売り」「買い」の別の表示について

賛成:18社、反対:1社

▶ 1社から以下の反対意見が寄せられたが、表示することでよいか。

「時代の趨勢」として止む無きものもあると理解するが、報告は兎も角として、公表については、現下の低流動性の日本の社債市場への拙速な導入は如何なものかと思料する。

"Recommendation 6"において、"Taking into consideration the specifics of the market" とある通り、現下の低流動性の日本の社債市場は導入の適否を考えるに値する状況であり、盲目的な導入は危険と思料する。

売買の別を公表するとなれば、何を幾らで売ったか or 買ったかが広く知れることとなり、 (ディーラーは兎も角) 受託者責任・最良執行義務の観点から複数ブローカーと引合い、 自身の売買の市場へのインパクト等を嫌う、大口の機関投資家からの苦情も聞き及ぶ。 社債の売買回転率は、「社債市場の活性化に関する懇談会」開催時よりも更に低迷、長期 凋落トレンドから抜け出せておらず、日銀が量的緩和を導入する以前よりも下回る事態 となっている。

特に市場の流動性が枯渇している現下においては一つの売買は非常に目立つこととなる。

公表の適否と、導入が時宜を得たものか、は大口の投資家にも意見聴取して頂きたい。 また、導入が決まった場合、システム更改を要するため、決定から所要の準備期間(半年以上)をご用意頂きたく、お願い申し上げます。(E社) ▶ 表示することとなった場合の準備期間(直接報告分対応)についてはどうか(後日改めてアンケート実施予定)。

【参考】 「売り」「買い」の別の表示イメージ

取引相手から見た「売り」「買い」の別を表示

① 投資家Aの売り ― 証券会社Bの買い

⇒報告者(送信対象会社):証券会社B 売買コード:売(投資家Aの売り)

② 証券会社 C の売り ― 投資家 D の買い

⇒報告者(送信対象会社): 証券会社 C 売買コード: 買(投資家 D の買い)

③ 証券会社 E の売り ― 証券会社 F の買い (業者間売買)

⇒報告者(送信対象会社※):証券会社 E(売り手) 売買コード:買<u>(証券会社 F の買</u>い)

※業者間売買については、売り手側を報告者とする。

- (2)取引数量((額面金額ベース):「5億円以上」又は「5億円未満」の別)の見直し(実額での発表又は区分の細分化)について(3社から取引数量の見直しに関するコメントが寄せられた。)
- ▶ 5億円以上は現行どおりとし、5億円未満について、実額での表示もしくは細分化(例えば1億円区切り)するか。
- (3) 約定時刻(取引時刻)の発表について(1社からコメントが寄せられた。)

【事務局コメント】本邦の社債市場の規模では、約定時刻が発表されることにより取引が特定される懸念があり、慎重な検討が必要と考えます。なお、約定時刻の報告は証券会社のシステム開発負担やオペレーション負荷が大きいといった点も考慮する必要があると考えます。

3. その他の意見

- 1 データの付加価値向上にかかる費用負担について(詳細は、参考1-1(アンケート結果)のp15、E社からのコメント参照)
- 2 発表対象銘柄の更新頻度の見直しについて(詳細は、参考1-1(アンケート結果) の p15、F 社からのコメント参照)

【事務局コメント】発行直後の売買には募残分に係る売買(実質的にはプライマリー分)が含まれており、当該取引を発表対象とすると、ミスリーディングなデータとなる懸念があるため、現行ルールとなっております。

4. フリーディスカッション

①本制度を通じて目指す「社債市場の活性化」のイメージについて、②本制度が将来的に目指すべきあり方について、③上記を実現するにあたり、障害となる事項、解決すべき事項について

【寄せられた意見】

- 1 「社債市場の活性化」のイメージに関しては、社債市場の活性化に関する懇談会が発表した報告書「社債市場の活性化に向けて」(2010年6月)の第1章に、「我が国の社債市場の活性化は、今後の経済環境の変化や企業の資金需要・金利動向などによるところも大きいが、企業金融や資金運用を巡る環境が急速に変化する中で、社債市場がその変化を柔軟に、かつ十分な厚みをもって対応できるよう、市場関係者が、活発な意見交換を行い、適切な問題認識の共有化と解決策の模索を図っていくべきである。」と記載されている。この指摘の通り、社債市場が経済環境や市場変化に対して、柔軟かつ十分な厚みをもって対応できるよう、市場関係者が問題認識を共有化し、その解決策の模索を継続するべきと考えられる。このため、「活性化した」社債市場を表す具体的な水準や状況は、数値基準等で定められるものではなく、その時々の経済環境や市場状況により異なる判断になるのではないか。
 - こうした中、<u>本制度が目指すべきあり方に関しては、年1回の定期検証を行うことで、社債市場の活性化という目的を共有しつつ、市場関係者が継続的に制度のあり方を話し合う場が設けられている意義は大きいと考えている。</u>(M 社)
- 2 「社債市場の活性化」の議論が価格の透明性に偏っているように感じる。価格の透明性に強く拘るよりも、もっと取引が活発に行われるための制度づくりをし、流動性を向上させれば価格の透明性は自ずと上がるものと考える。<u>リオープン発行・レポ取引の整備やフェイル制度の浸透などに加え、より多くの投資家・発行体が参加しやすい</u>制度を構築し社債市場を拡大させることが重要であると思われる。(B社)
- 3 ・将来的には、<u>企業の社債による資金調達残高が、ローンによる資金調達残高と同等</u>ないしは超える水準となることを目指す。
 - ・社債市場活性化の議論では、低格付の社債の発行や投資を容易にすることが重要課題であり、そこからすると BBB 格や BB 格の銘柄なども発表の対象とすることが、将来的には望まれる。
 - ・機関投資家のみならず、個人(投資家)にとっても、セカンダリーで売買が可能で、 有用な投資対象となりうるような市場となることが望まれる。(Q社)
- 4 バイサイドとしては、社債投資は積極的に値上がり益を追求するというよりも、国債よりも高い利息収入を安定的に獲得するために「バイ・アンド・ホールド」的なスタンスで保有することが多く、売買回転率を「活性化」の指標とすることは難しいのではないかと思われる。むしろ、企業の資金調達方法における社債市場のプレゼンスが依然として低いことが問題のように感じられる。実際に、日銀の資金循環統計では

2017年6月末における民間非金融法人企業の金融負債のうち、社債(債務証券)の 残高は約65兆円で、借入405兆円の約16%に過ぎない状況である。企業の資金調 達構造は一朝一夕に変わることは難しいが、こうした<u>借入残高に対する社債残高の</u> 比率向上などを目指した方が良いと考えている。

また本制度については、社債市場の活性化に直接的な影響を与えることが出来なくとも、あくまでも<u>情報インフラの整備という観点で粛々と発表対象を拡大し、将来的には全ての社債取引をカバーすることを目指すべき</u>であると考える。バイサイドとして、本制度導入前に懸念された社債取引の匿名性が失われるとの懸念について、現時点では大きな問題は発生していないと考えている。(A社)

- 5 現下、制度開始時(平成 27 年 (2015 年) 11 月)、「社債市場の活性化に関する懇談会」の発足時(平成 21 年 (2009 年) 7 月)の各社債の売買高や売買回転率を下回る。本制度が社債市場の活性化に資しているエビデンスが得られていないこと、また、別添資料(社債の取引情報データ等)の P1 から 3 における他の債券の売買が凋落傾向にあること、特に価格の透明性が高い国債の凋落傾向から、現下の社債市場の活性化の為に障害となる事項、解決すべき事項は本制度外にある為、本 WG で論じるのは不適切と考える。(E社)
- 6 市場流動性を上げ、市場を活性化するためには、先ず、社債レポ市場の整備(4部会 II)や CDS 市場の育成が先にあるべきである。

取引価格の開示による透明性の向上、社債市場の活性化を米国の例を持って是とするのは難しいと考える。なぜならば、米国市場は CDS 市場、社債レポ市場の規模が国内一般債市場と大きく異なるためである。

一般的に、国内一般債のセカンダリーマーケットメイカーは投資家の売りを受けた場合、一定期間、自己で保有し、投資家への販売を試みる。この際、金利ヘッジとクレジットのリスクヘッジが必要である。しかし、国内一般債市場では、社債レポ市場は整備されておらず、CDS市場規模も昨年来、規制の影響で大きく落ち込んでいるため、クレジットリスクヘッジは行えない。 現状、国内セカンダリーマーケットメイカーは米国のそれと異なり、基本的にクレジットリスクを抱えることで市場流動性を創生しているといえる。

かかる環境において、米国同様の取引価格を開示し透明性を担保すると、クレジット ヘッジを行えない国内マーケットメイカーは、ポジションが晒されることとなり、保 有リスクは高くなる。その結果、リスクとリターンが見合わず、寧ろ、取引を倦厭し、 取引価格のオファービッドスプレッドが広くなる可能性がある。

現在、価格公表はクレジットリスクの相対的に低い高格付け銘柄に限定しているが、 クレジットの低い銘柄への制度拡大は、上記影響がより顕著となる。なぜならば、ク レジットの低い銘柄では、比較的発行額の小さく、投資家層が限定されるため流動性 が低い、また、クレジットスプレッド自体のボラティリティが比較的高いためであ る。

拙速に価格公表制度を格付けの低い銘柄まで適用することは、寧ろ市場流動性を低下させ、マーケットメイカーの業務縮小を招き、本来の目的である「社債市場の活性化」を果たせず、減退に繋がる可能性があることを留意したい。

この問題点を解決する上でも、まず、社債レポ市場の整備や CDS 市場の育成を行っていただきたい。 (K社)

- 7 取引価格情報の公表してきたことで、透明性向上による信頼性が高まったかもしれないが、社債の流動性が劇的に変化したとは言い難い。価格の透明性と並行して、「追加発行の制度作り、レポ市場の育成、発行手続きの簡素化」など制度面での取り組みに重点を置くべきではないだろうか。(G社)
- 8 新しい制度の導入に際しては参加者の慣れが必要なため、少しずつでも着実に進めて行くことが重要と考える。一方、日銀による強力な金融緩和によって、社債市場の活性化は喫緊の課題ではないと考えられがちであるが、状況の変化が生じる前の早い段階から備えておくべきである。毎年の見直しを行い、不断の制度更新を行うことで、制度の定着と社債市場の活性化を推進して行きたい。

公社債店頭売買参考統計値の精緻化と社債取引情報の公表が定着して来た中で、ある程度の成果が挙がっており、これまでの成果や意義付け等を改めて外部に向けて発信することが適当であると考える。(H 社)

以上

社債の取引情報の発表制度の定期検証に関するアンケート結果

平成 29 年 10 月 26 日 日本証券業協会 公社債·金融商品部

本ワーキング・グループメンバーに対して「社債の取引情報の発表制度の定期検証に関するアンケート」を行った結果、19社 より回答が寄 せられました。その内容は、以下のとおりです。

1. 社債の流動性への影響について

【問1:必須回答】本制度が社債の流動性に影響を与えているか否かについて、その理由も合わせて御回答ください(可能であれば、定量的 情報を合わせて御回答ください。)。また、影響を与えているとお考えの場合には、どのような影響を与えているかについて、具体的にご提示 ください (可能であれば、定量的情報を合わせて御回答ください。)。

(選択肢2) 2社

社債の流動性に影響を与え ているか

- 1. 影響を与えている。
- 2. 影響を与えていない。
- 3. どちらとも言えない。 (いずれかに○を付してく ださい)

(回答の概要)

(選択肢1) 6社

日銀により導入された YCC の市場環境下では、取引量増加等の指標について当制度が市場に与えた影響によ るものかの特定が困難である等、「どちらとも言えない」と回答した意見が過半数を占めた。また、社債の 流動性に「影響を与えている」、「与えていない」という意見については、透明性が高まり取引件数や取引銘 柄数が増加したとの意見がある一方で、社債の商品特性としてバイ&ホールドの傾向が強く、公表付値を動 機として売買を行っている投資家は非常に少ないという意見があり、見解が分かれる結果となったが、流動 性に悪影響を与えているという意見は寄せられなかった。

(選択肢3) 11社

1. 影響を与えている。(6社)

【回答一覧】

価格公表されたことにより透明性が高まり、流動性も高くなった銘柄が多いのではないかと考える。

G 社

社債市場が全般的に安定している中で、店頭売買参考統計値の精緻化に貢献している。また、マイナス金利政策の継続 H 社 によってスプレッド・プライシングが困難になる中で、適正な価格形成に資するものである。 昨年の定期検証以降も、発表された値段を参考にしたと思われる売買注文やお問い合わせをいただいたことがありまし L 社
昨年の定期検証以降も、発表された値段を参考にしたと思われる売買注文やお問い合わせをいただいたことがありまし L社
٧
た。
社債の流動性への寄与度という点では、金融政策の見通しやマーケットの環境、その他、社債等買入れオペレーション
などの様々な要因が絡んでいることもあり、具体的な件数・数量比較は難しいと思われますが、「社債の取引情報の発
表制度」は売買の参考情報の一つとして、少なくとも流動性を向上させる方向へ影響を与えていると考えられます。
社債の価格を公表することにより、透明性が高まり社債の流動性に対して影響を与えていると考えます。 P 社
下記の点から見て、ポジティブな影響があると推察される。 Q社
・2015 年~2017 年にかけて、社債の売買高や売買回転率が、他の公社債が減少・低下する中で増加・上昇している。
・発表対象銘柄や AA 格以上の銘柄の取引件数、取引数量も、マイナス金利ショックが落ち着いた後は、増加してい
る。特に取引数量の増加が顕著である。
・発表対象銘柄の1日あたりの取引件数や取引銘柄数も、増加傾向にある。
社債のマーケット自体が小さく、引き続き低金利の現環境下において取引量が少ない傾向にある中、本制度が、社債の S社
取引の際の参照情報となっており、流動性を支えるサポートになっているという認識にある。

2. 影響を与えていない。(2社)

【回答一覧】

社債市場全体の売買高も 2016 年と比較して 2017 年は増加しているほか、本制度の発表対象となる社債の取引件数・銘 A 社 柄数も有意に増加基調にあることが見て取れることから、少なくとも本制度は社債の流動性に対してネガティブな影響 は与えてはいないと考えられる。

- ・社債の商品特性として、投資家のスタンスがバイアンドホールドの傾向が強いため公表付値を動機として売買を行っ B 社 ている投資家は非常に少ないと考えられる。
- ・茲許の売買高増加と売買回転率上昇は、新発債発行の増加と一部業態の短期売買増加が主因であると思われ、真に社 債市場の流動性が高まったとは言い難い。

3. どちらとも言えない。(11社)

【回答一覧】

現在発表されている社債の取引情報の範囲では、流動性への影響は限定的と考える。一方で、今後発表の範囲が広がれ	C 社
ば、影響を与える可能性も出てくると考えられる。	
発行体側であり、定量的情報を持ち合わせていない為影響有無につき判断できかねる。	D社
本アンケートに付属していた、別添資料(社債の取引情報データ等)の P8、9 を見るに流動性向上の効果があるとも一	E社
見取れるが、P10 により単に AA 以上の銘柄の売買が向上したとも言える為、どちらとも言えない。	
統計上、取引情報の発表対象銘柄を中心に、社債の取引に増加傾向が見られるものの、本制度の開始は日銀の金融政策	F社
が大きく変動した時期と重なっており、「国債の代替となる『ゼロ以上の利回りが確保できる』資産」として、高格付	
の社債への投資需要が強まったことも、取引増加の大きな要因と推察できることから、必ずしも本制度が社債の流動性	
に影響を与えているとまでは言えないのではないか。	
本制度の社債の流動性への影響に関する情報を持ち合わせていないため。	I社
YCC が導入されたことにより、金利水準・ボラティリティーが低下しており、昨年同様、社債市場の流動性向上と本制度導入	K社
の検証は引き続き困難であったことは否めない。	
一方で、売買参考統計値を精緻に公表が開始されたことにより、投資家の同指標に対する信頼度が高くなっている。	
取引するにあたって、同指標を利用している投資家が増加、投資家の売買が容易になり、流動性の向上に資しているこ	
とが感じられる。しかしながら、取引価格の開示に関しては、銘柄毎の公表頻度が低く、取引流動性の向上に貢献した	
とはいえないと思料。	

(コメントなし)	1 社
弊社は本制度の対象となる社債の取り扱いが限定的であるため、積極的な回答は控えたい。	R社
国内社債の取引が殆ど無い状況なので、特に影響について認識していることはありません。	0 社
影響がどの程度か特定するのは困難です。	
制度開始から2年経ちましたが、その間、マイナス金利導入等により市場環境は変化しており、当制度が市場に与えた	N 社
のが社債市場の流動性に与える影響は判別しづらく、定期検証における慎重な検証や検討が必要と考えております。	
響が考えられるものの、今年度に入ってからの取引量は増えているとの実感もございます。いずれにせよ、制度そのも	
性に影響を与えるのであれば、新発債や残存年数に関係なく取引が増加するものと考えられます。一方で、新発債の影	
頁の取引数量ベスト 20 ランキングを拝見すると、新発債と残存 1-2 年物が過半数を占めております。発表制度が流動	
本制度が社債の流動性に影響を与えているか否かについては、「どちらとも言えない」と考えております。別添資料6	M社

2. 発表対象基準について

ガイドラインの「2. 発表対象の社債及び取引」では、発表対象の社債及び取引(以下「発表基準」といいます。)について、以下のとおり規定しております。

(1) 発表対象の社債

発表対象の社債は、当該社債の銘柄格付がAA格相当以上であるものとする。ただし、「8.発表停止の取扱い」に基づき発表停止の措置 を講じた社債を除く。

(注1)「AA格相当以上」とは、信用格付業者(金融商品取引法第2条第36項に定義する信用格付業者をいう。以下同じ。)の一以上からAA格相当以上の格付(非依頼格付(格付関係者の依頼によらず信用格付の付与を行うものをいう。以下同じ。)を除く。)を取得していることをいう。

(注2)「銘柄格付」及び「発行体格付」とは、いずれも信用格付業者から取得した格付(非依頼格付を除く。)をいう。

(2) 発表対象の取引

発表対象の取引は、取引数量が額面1億円以上の取引とする。

【問2:必須回答】発表基準の見直しの要否について、その理由も合わせて御回答ください。また、見直しが必要と考える項目については、 見直し案も合わせて御提示ください。

発表基準の	見直	しが
11 1X / 1 1 1 1	711111111111111111111111111111111111111	$\cup N$

(選択肢1)10社

(選択肢2) 9社

- 1. 必要である。
- 2. 不要である。

(いずれかに○を付してく ださい) (回答の概要)

「必要」、「不要」ともにほぼ同数の回答結果となった。発表対象取引のカバー率向上や透明性向上の観点から、A格以下への拡大を求める意見があった一方、①本制度が流動性向上に資したエビデンスに乏しく慎重にすべき、②流動性の低下や投資家の特定などの悪影響を懸念、③制度の開始以降、これまで大きな価格変動(金利・クレジット)を経験していない中では、慎重に現状のままで事例の蓄積を続けることが適切であると考えるとの反対意見があった。

1. 必要である。(10社)

【回答一覧】

昨年の定期検証においても発表基準の緩和(格付け AA 格→A 格)を提案させて頂いたが、今回もこの方向での検討を A 社 お願いしたいと考えている。足元では取引数量ベースで発表対象取引が非発表対象取引を上回っているものの、取引件 数ベースでは引続き非発表対象取引が発表対象取引を大きく上回っている。社債市場の透明性を高めるという観点では、銘柄数や取引件数ベースでのカバー率向上を検討する必要があると考える。 社債市場の透明性を高めるとの観点においては、特定の銘柄に絞ることなく、幅広い銘柄の取引情報が開示されるべき C 社

社債市場の透明性を高めるとの観点においては、特定の銘柄に絞ることなく、幅広い銘柄の取引情報が開示されるべき と考える。

発表対象がシングル A 格まで拡大される事を期待する。		D社
格付 AA 以上の事業会社は限定的であり、格付別の発行額も 2016 年度 AA 格の発行は 211 銘柄、	32,700 億円に対し、	
A 格は 267 銘柄、64,800 億円と A 格のシェアが大きい。価格の透明性向上を通じた社債市場の	活性化という当初主旨	
からすると、シングル A 格まで発表対象を拡大すると、国内市場の太宗は公表される事となり、	投資家·発行体双方	
にメリットがあるものと考える。		
最終的には全銘柄のデータ公表が望ましいと考える。		F社
 シングルA格 → トリプルB格 → BB格以下と、順を追って発表対象を拡大していくべき。		
価格公表する銘柄が増えることで、透明性が高まり売買の活発化が期待できるため、シングルA	格まで公表対象銘柄に	G 社
して良いのではないかと考える。		
社債市場の流動性が向上したかの検討を行い、流動性が向上した、あるいは少なくとも低下して	いないと結論付けられ	J社
るならば、発表対象銘柄を拡大すべきである。		
社債の取引情報の発表制度が開始されてから一定の時間も経過しました。投資参考材料のひとつ	として、従来以上に幅	L社
広い見通しを反映した様々な運用ニーズを集め、一段の流動性向上に影響をあたえるためにもシ	ングル A 格相当など発	
表対象銘柄の拡大を検討することは仲介業者として問題ないと思われます。		
社債の発行が AA 格以上の銘柄以外への広がりを見せつつあること、全公募社債の中で 1 億円以_	上の取引の比率が大き	Q社
く上昇していることを考えると、発表の対象範囲の拡張を検討してもよいのではないか?発表対	象取引の方が、取引件	
数、特に取引数量において、非発表対象より増加傾向が顕著であること、AA 格以上の社債の方が	ぶ、他の格付の社債よ	
りも取引が好調であることからすると、範囲を拡大した方が社債市場全体にポジティブな影響を	・与える可能性がある。	
流通市場の活性化を図るためには、より多くの社債の取引情報を公表することにより社債の価格	- 情報の透明性を高め信	R 社
頼性を確保することが重要と考える。		
引き続き、発表対象の社債の範囲の拡大(全取引銘柄)を希望する。		S社

2. 不要である。(9社)

【回答一覧】

·· >==	
日本の社債市場は規模が小さく対象銘柄拡大による悪影響(投資家の特定など)が懸念される。	B社
投資家が懸念するところや想定されるデメリットについて十分に議論する、もしくは徐々に対象銘柄を増やし投資家と	
共に定期的に検証する、などの施策を行わなければ流動性の低下を招く可能性があると考えられる。	
制度開始以後、本制度が流動性向上に資したエビデンスに乏しい為、拡大は慎重にすべきである。仮にシングルA格へ	E社
拡大する場合、(BBB 格との流動性の断層が有る中)1機関だけ突出して A 格を付与している銘柄も散見されており、	
そのような銘柄を公表制度に載せるのは投資家のミスリーディングを誘う懸念有り、これを避ける為に A 格は 2 社以上	
の付与を条件とすることが必要と考える。	
将来的には、発表対象となる社債取引を A 格相当以上、更には、BBB 格相当以上へ拡大することが適切であると考える	H社
が、制度の開始以降、これまで大きな価格変動(金利・クレジット)を経験していない中では、慎重に現状のままで事	
例の蓄積を続けることが適切であると考える。	
発表基準の見直しの要否を判断するために必要な情報を持ち合わせていないため。	I社
・回答①と同様、本制度の正確な検証が困難な環境は、昨年から改善しておらず、今後の課題として検討を継続するこ	K社
とが妥当だと考える。	
・売買参考統計値が精緻に算出・公表され始めており、取引前情報として十分に機能している。	
市中協議書の提言を踏まえた見直し(問3)の優先順位が高いものと認識しております。問3の見直しによる市場への	N社
影響を見極めが必要と考えますので、今回のタイミングでの変更は反対です。	
現行の基準が社債市場の流動性向上と合わなくなっている点が明らかになったところで、見直しを行ってもよいと思わ	0 社
れます。	
シングルA格となると、現在流通している社債市場の9割以上となります。 (BBB格のみの銘柄が非常に少ないた	P社
め)多くの証券会社での報告義務に伴うコストに見合ったベネフィットを市場全体が享受できるのか疑問と考えていま	
す。	
	1

(コメントなし) 1社

3. 発表事項について

ガイドラインの「3.発表事項」では、社債の取引の発表事項について、以下のとおり規定しております。

- ①約定年月日
- ②銘柄コード: 証券コード協議会が付番する8桁の銘柄コードの冒頭に「0」を加えた9桁のコードとする。
- ③銘柄名
- ④償還期日
- ⑤利率
- ⑥取引数量(額面金額ベース):「5億円以上」又は「5億円未満」の別とする。
- (7)約定単価:額面100円あたりの約定価格とする。
- ⑧売買参考統計値(平均値):当該社債について規則第3条第1項に規定する売買参考統計値が発表されている場合、社債の取引の約定年

月日と同日(約定年月日が休業日の場合はその翌営業日)の売買参考統計値(売買参考統計値の発表日付は

約定日の翌営業日の日付) の平均値を参考情報として発表する。

【問 3-1: 必須回答】発表事項の見直しの要否について、その理由も合わせて御回答ください。また、<u>見直しが必要と考える項目については、見直し案も合わせて御提示ください。</u>以下の(御参考)に記載した事項も考慮の上、御回答ください。なお、売買の別に関して、問 3-2を設けております。

(御参考)

昨年の定期検証では、以下の事項についての意見がありました。

(1) 取引数量((額面金額ベース):「5億円以上」又は「5億円未満」の別)の見直し(実額の発表又は区分の見直し)について

ユーザーサイドからみて、なるべく情報が出ていたほうがいいと思われるが、現段階では当該見直しに係る悪影響の判断ができないなか で議論いただいているため、今後の検討課題とされた。

(2)「売り」「買い」の別の表示について

現時点では、投資家のコンセンサスが得られているか疑問であり、投資家が個別の開示に徐々に慣れていくことに期待し、そのような投 資家の状況も注視しつつ、今後の検討課題とされた。

(3)額面100円あたりの約定価格とともに、約定利回りも合わせて発表することについて。

ブルームバーグプロフェッショナルのサービスとして、本協会が発表した社債の取引情報の表示に加えて単利及び複利利回りの表示が されているので(ブルームバーグ端末において"MOSB"と入力すると見られる)代用されたい旨を周知した。

発表事項の見直しが

(選択肢1) 9計 (選択肢2)10社

- 1. 必要である。
- 2. 不要である。

ださい)

(回答の概要)

5億円未満の取引については数量の実額公表又は細分化等の見直しの検討が必要との意見があった(5億円 (いずれかに○を付してく┃以上の取引については現行どおりとすべきという意見が複数寄せられた。)。また、取引時刻の発表を求める 意見もあった。一方、本制度の社債の流動性に与える影響の正確な検証が困難な現環境下では見直しは時期 尚早であるという回答や、既に現状で必要項目が設定されており見直しは不要といった回答もあった。また、 何れの選択肢においても、見直しにあたっては、システム開発負担やオペレーション負荷についても考慮す べきとの意見があった。

1. 必要である。(9社)

【回答一覧】

「5 億円未満」は実額公表でも良いのではと考えます。「5 億円以上」については、取引が特定される可能性等も考えら | N 社 れ、現行通りとすべきと考えます。

(実務負荷を考慮し、多少のずれは許容する前提で)取引時刻も発表すべき。	F社
取引時刻が分かれば、ユーザーは国債やスワップレート対比でのスプレッドを計算することができ、本制度が投資家に	
とってより有用な情報になると考える。	
○「売り」と「買い」の別の表示が望まれる。取引参加者にとって分かりやすいとともに、市場の分析にとっても有用	Q社
であると思われる。	
○ポジティブな影響が続くようであれば、社債市場の活性化に向けた懇談会の第4部会の報告にあった取引数量(額面	
金額ベース) 10 億円以上、5 億円以上 10 億円未満、1 億円以上 5 億円未満、1 億円未満の 4 区分での発表なども検討し	
てみてはどうか。	
現時点の社債取引情報の発表制度では、社債の銘柄、価格、取引数量(5億以上/未満)、約定タイミング(日次ベー	M社
ス)が公表されている一方で、下記 IOSCO 市中協議報告書が求めている「売買の別」が公表されておりません。社債市	
場の動向を知る上で「売買の別」は重要な情報となり得ることから、発表事項として加える検討を行うことは如何でし	
ょうか。なお、検討においては、昨年にご指摘のあった投資家の意見を聞くと共に、会員からの直接報告分におけるシ	
ステム開発やオペレーション負荷に関しても考慮して頂ければ幸いです。	
社債の取引価格の透明性をより高めるべく、問 3-2 で言及されている IOSCO 提言にもある通り、売買別の公表を検討す	D社
べきと考える。米国市場でも、価格等の公表により証券会社が保有する情報の非対称性による収益獲得の妙味がなくな	
る事から、流動性の低下懸念が生じたが、売買市場自体の活発化により収益を確保しようとする動きも有り、取引量も	
拡大、結果定着したとの経緯があると理解している。	
積極的に見直すというスタンスではないが、関係者のシステム負担の問題が大きくなければ、ユーザー視点に立脚した	A 社
発表事項の拡大には賛成である。	
売買の別については、見直しに賛成です。	J社
売買の別については開示した方がよいと考える。一方で、金額については、投資家が特定され易くなる可能性もあり、	C社
現状のままでもよいと考える。	
上記(1)-(2)の見直しは、市場の透明性及び利便性の点から望ましいと考える。	R社

2. 不要である。(10社)

【回答一覧】

回答①と同様、本制度の正確な検証が困難な環境は、昨年から改善しておらず、今後の課題として検討を継続すること	K社
が妥当だと考える。	
現状で必要項目が設定されており、見直しは不要。項目を増やすことで報告サイドのシステム開発が必要になる為、見	G社
直しすべきでないと考える。	
社債の取引の発表事項は、上記の①~⑧で特段の問題はありません。	L社
取引数量の区分について刻みの細分化を検討することも考えられるが、現時点では時期尚早であると考える。ただし、	H社
仮に細分化する場合にどのような刻みが適切か、その場合の影響はどう想定されるか、何年後を開始の予定とするかと	
いった点について、今年度より議論を開始すべきであると考える。	
当社より見直すべき事項の提案は無い。	E社
仮に、(1)取引数量を見直す場合は、「5億円未満」の細分化には異論無い。他方、「5億円以上」は大口取引の性質上	
細分化すべきではない(特に現在の低流動性の社債市場においては)。特定店頭デリバティブ取引に係る取引情報の公	
表義務(金融商品取引法第40条の7第2項)のブロックサイズでの公表(金融商品取引業等に関する内閣府令別表	
(第 125 条の 8 関係)の十号に照らしても不合理ではなく、また、現下の低流動性の日本の社債市場では大口の取引の	
情報は保護されるべきと思料。	
(2) 「売り」「買い」の別の表示については問 3-2 参照。	
特に何かトリガーとなるようなマーケットでの環境変化がなければ、現行のままで支障がないと思われます。	0 社
発表事項の見直しの要否を判断するために必要な情報を持ち合わせていないため。	I社
(コメントなし)	3社

【問3-2:必須回答】本年8月14日に証券監督者国際機構(IOSCO)より公表された市中協議報告書「社債流通市場における監督上の報告と公的透明性」(Regulatory Reporting and Public Transparency in the Secondary Corporate Bond Markets)の提言4及び6において、規制当局(注)への報告項目、透明性要件として、「社債の銘柄、価格、取引数量、売買の別、約定タイミングが含まれるべきである。」旨の記載がなされております。これを受け、報告事項及び発表事項(売買の別は、保振の決済照合システムでは、必須入力項目となっております。)において、売買の別を追加することを検討したく存じます。つきましては、賛否を御回答ください。反対の場合は、支障となる事項など、その理由もあわせて御回答ください(御回答に当たっては、現在の発表対象基準(AA 格以上で額面1億円以上の取引)を前提に御回答ください。)。

(注) 規制当局には、自主規制機関も含まれるとされております。http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD578.pdf
A responsible regulator could be a statutory authority or a self-regulatory organization (SRO), including an exchange. (p8, note13)

売買の別の追加について

(選択肢1) 18社 (選択肢2) 1社

- 1. 賛成である。
- 2. 反対である。

(いずれかに○を付してください)(理由:反対の場合は記載必須。賛成の場合は、理由コメントの記載は任意。)

(回答の概要)

1社から反対意見が寄せられた。

1. 賛成である。

【回答一覧】

「売り」「買い」を公表する事に特段支障はないと考えます。但し、制度変更に伴う市場の価格形成、流動性等への影	N社
響をモニター・検証する必要があるものと考えます。	
各社のシステムで改変が必要となる場合もあると思われるが、可能な限り国際基準に合わせていくべきだと考えます。	0 社
現状の公表対象銘柄であれば、売買の別の公表による影響度は低いと考えるため。	B社

取引参加者にとって分かりやすいとともに、市場の分析にとっても有用であると思われる。	Q社
幅広い投資家への意見徴収が必要であると考えるが基本、賛成である。	K社
米国 TRACE でも公表されている項目であり、投資家の投資判断と一助となることが期待できる。	F社
流通市場の活性化を図るためには、社債の取引情報を公表することにより社債の価格情報の透明性を高め信頼性を確保	R社
することが重要と考える。	
(コメントなし)	11 社

E 社:

2. 反対である。

【回答一覧】

「時代の趨勢」として止む無きものもあると理解するが、報告は兎も角として、公表については、現下の低流動性の日本の社債市場への拙速な導入は如何なものかと思料する。"Recommendation 6"において、" Taking into consideration the specifics of the market"とある通り、現下の低流動性の日本の社債市場は導入の適否を考えるに値する状況であり、盲目的な導入は危険と思料する。

売買の別を公表するとなれば、何を幾らで売ったかor買ったかが広く知れることとなり、(ディーラーは兎も角)受 託者責任・最良執行義務の観点から複数ブローカーと引合い、自身の売買の市場へのインパクト等を嫌う、大口の機関 投資家からの苦情も聞き及ぶ。

社債の売買回転率は、「社債市場の活性化に関する懇談会」開催時よりも更に低迷、長期凋落トレンドから抜け出せて おらず、日銀が量的緩和を導入する以前よりも下回る事態となっている。

特に市場の流動性が枯渇している現下においては一つの売買は非常に目立つこととなる。

公表の適否と、導入が時宜を得たものか、は大口の投資家にも意見聴取して頂きたい。

また、導入が決まった場合、システム更改を要するため、決定から所要の準備期間(半年以上)をご用意頂きたく、お願い申し上げます。

【市中協議報告書抜粋】

Recommendation 4

Regulatory authorities should implement post-trade (transaction) regulatory reporting requirements for secondary market trading in corporate bonds. Taking into consideration the specifics of the market, these requirements should be calibrated in a way that a high level of reporting is achieved. These requirements should include the reporting of information about the identification of the bond, the price, the volume, the buy/sell indicator and the timing of execution.

(仮訳)

規制当局は、社債取引における規制上の取引後報告義務を導入すべきである。これらの要件は、市場の特性を鑑みて、ハイレベルな取引報告が達成できるよう調整されるべきである。また、これらの取引報告には、社債の銘柄、価格、取引数量、売買の別、約定タイミングが含まれるべきである。

Recommendation 6

Regulatory authorities should implement post-trade transparency requirements for secondary market trading in corporate bonds. Taking into consideration the specifics of the market these requirements should be calibrated in a way that a high level of post-trade transparency is achieved. They should also take into account the potential impact that post-trade transparency may have on market liquidity. Post-trade transparency requirements should include at a minimum, the disclosure of information about the identification of the bond, the price, the volume, the buy/sell indicator and the timing of execution.

(仮訳)

規制当局は、社債の市場取引における取引後の透明性要件を導入すべきである。これらの要件は、市場の特性を鑑みて、ハイレベルな取引 後透明性が確保できるよう調整されるべきである。また、規制当局者は、取引後の透明性が市場の流動性に与え得る潜在的な影響を考慮す べきである。取引後の透明性要件には、最低限、社債の銘柄、価格、取引数量、売買の別、約定タイミングが含まれるべきである。

4. その他の事項(以降の設問は任意回答です。)

【問4:任意回答】その他、本制度について見直しが必要と考える項目がございましたら、項目別に理由及び見直し案を合わせて御回答ください。

【回答一覧】

項目:

E 社

公表される取引情報取得への課金

回答:

昨年の定期検証時の意見(銘柄と期間を指定し対象となる取引情報データを検索可能とする、15 時以降の約定の翌営業日発表)に関しては便益の受益者と費用の負担者が必ずしも一致しない。今後、法規制に拠る変更はいざ知らず、基本機能を超えて「あれば良い」的な要望で且つ協会や情報を提供する社に多額の費用や労務負担を生じさせる変更が生じた場合、そういった付加価値を求める機能の利用には課金し、当該課金により得られた収入によりコスト回収を図ることも合わせて考えるべきである。(FINRA の TRACE は課金している。)

現状では、発表対象銘柄は月に1度しか更新されない取扱いとされているため、新発債が発行されてから本制度に基づ F 社 いて取引情報が発表されるようになるまで、(発行タイミングにもよるが)ローンチ(発行条件決定)から1ヶ月以上 後になるケースもあります。

実際のセカンダリー取引は、早ければローンチ当日から行われていることを踏まえれば、より迅速に発行後の売買が発表されるように、制度を見直すべきではないでしょうか。

【問5:任意回答】本制度が社債市場の活性化(例えば、投資家の社債投資意欲の向上や発行体の起債意欲への貢献等)に寄与しているという事例などがございましたら、御教示いただきたく存じます。また、本制度に関わらず、社債市場の流動性等に関して御提供いただける情報(定性的・定量的を問いません)がございましたら、御教示ください。

【回答一覧】

本件の市場の流通状況が発行体への情報提供が正確に行われていれば、市場実勢を無視した無理な起債が減少するので	P社
はないかと期待しています。	
取引情報データを Bloomberg が集計して、"MOSB"画面で容易に検索できるようになっていることで、バイサイドとして	A 社
社債投資の一助となっている。	

【問6:任意回答】御高承のとおり、本制度は社債市場の活性化に関する懇談会 部会報告「社債市場の活性化に向けた取組み」(平成24年7月30日付)の提言(※)を受け、本WGで検討を行い、導入したものです。制度開始から約2年が経過したことから、改めて、本WGメンバー間の目線合わせをする観点から、以下の点について御意見がございましたら、御回答ください。なお、透明性の向上により流動性が低下する懸念があるという、トレードオフのジレンマを抱えることになろうかと思いますが、こうしたジレンマに対する妥協点(透明性の向上によるメリットと流動性の低下懸念というデメリットの妥協水準) についても考慮の上、御回答ください。

・本制度を通じて目指す「社債市場の活性化」のイメージ(例えば、発行市場や流通市場が「活性化した」といえる具体的水準、社債の格付けの分布状況(例えば、「社債の売買回転率が国債の半分程度となる」、「BBB 格の社債が全発行額の10%を占める」など)について

M 汁

- ・本制度が将来的に目指すべきあり方(発表対象基準、発表事項等)について(あわせて、その実現までの具体的な時間軸について)
- ・上記を実現するにあたり、障害となる事項、解決すべき事項について
- ・その他、本制度に関する御意見

【回答一覧】

「社債市場の活性化」のイメージに関しては、社債市場の活性化に関する懇談会が発表した報告書「社債市場の活性化に向けて」(2010年6月)の第1章に、「我が国の社債市場の活性化は、今後の経済環境の変化や企業の資金需要・金利動向などによるところも大きいが、企業金融や資金運用を巡る環境が急速に変化する中で、社債市場がその変化を柔軟に、かつ十分な厚みをもって対応できるよう、市場関係者が、活発な意見交換を行い、適切な問題認識の共有化と解決策の模索を図っていくべきである。」と記載されている。この指摘の通り、社債市場が経済環境や市場変化に対して、柔軟かつ十分な厚みをもって対応できるよう、市場関係者が問題認識を共有化し、その解決策の模索を継続するべ

きと考えられる。このため、「活性化した」社債市場を表す具体的な水準や状況は、数値基準等で定められるものでは、 なく、その時々の経済環境や市場状況により異なる判断になるのではないか。 こうした中、本制度が目指すべきあり方に関しては、年1回の定期検証を行うことで、社債市場の活性化という目的を 共有しつつ、市場関係者が継続的に制度のあり方を話し合う場が設けられている意義は大きいと考えている。 「社債市場の活性化」の議論が価格の透明性に偏っているように感じる。価格の透明性に強く拘るよりも、もっと取引 B 社 が活発に行われるための制度づくりをし、流動性を向上させれば価格の透明性は自ずと上がるものと考える。リオープ ン発行・レポ取引の整備やフェイル制度の浸透などに加え、より多くの投資家・発行体が参加しやすい制度を構築し社 **債市場を拡大させることが重要であると思われる。** ・将来的には、企業の社債による資金調達残高が、ローンによる資金調達残高と同等ないしは超える水準となることを 0 社 目指す。 ・社債市場活性化の議論では、低格付の社債の発行や投資を容易にすることが重要課題であり、そこからすると BBB 格 やBB格の銘柄なども発表の対象とすることが、将来的には望まれる。 ・機関投資家のみならず、個人(投資家)にとっても、セカンダリーで売買が可能で、有用な投資対象となりうるような 市場となることが望まれる。 バイサイドとしては、社債投資は積極的に値上がり益を追求するというよりも、国債よりも高い利息収入を安定的に獲 得するために「バイ・アンド・ホールド」的なスタンスで保有することが多く、売買回転率を「活性化」の指標とする ことは難しいのではないかと思われる。むしろ、企業の資金調達方法における社債市場のプレゼンスが依然として低い ことが問題のように感じられる。実際に、日銀の資金循環統計では2017年6月末における民間非金融法人企業の金融 負債のうち、社債(債務証券)の残高は約65兆円で、借入405兆円の約16%に過ぎない状況である。企業の資金調達 構造は一朝一夕に変わることは難しいが、こうした借入残高に対する社債残高の比率向上などを目指した方が良いと考 えている。 また本制度については、社債市場の活性化に直接的な影響を与えることが出来なくとも、あくまでも情報インフラの

整備という観点で粛々と発表対象を拡大し、将来的には全ての社債取引をカバーすることを目指すべきであると考え

る。バイサイドとして、本制度導入前に懸念された社債取引の匿名性が失われるとの懸念について、現時点では大きな 問題は発生していないと考えている。 現下、制度開始時(平成 27 年(2015 年)11 月)、「社債市場の活性化に関する懇談会」の発足時(平成 21 年(2009 E 社. 年)7月)の各社債の売買高や売買回転率を下回る。本制度が社債市場の活性化に資しているエビデンスが得られてい ないこと、また、別添資料(社債の取引情報データ等)のP1から3における他の債券の売買が凋落傾向にあること、 特に価格の透明性が高い国債の凋落傾向から、現下の社債市場の活性化の為に障害となる事項、解決すべき事項は本制 度外にある為、本 WG で論じるのは不適切と考える。 市場流動性を上げ、市場を活性化するためには、先ず、社債レポ市場の整備(4部会 II)やCDS 市場の育成が先にある べきである。 取引価格の開示による透明性の向上、社債市場の活性化を米国の例を持って是とするのは難しいと考える。なぜなら ば、米国市場は CDS 市場、社債レポ市場の規模が国内一般債市場と大きく異なるためである。 一般的に、国内一般債のセカンダリーマーケットメイカーは投資家の売りを受けた場合、一定期間、自己で保有し、投 資家への販売を試みる。この際、金利ヘッジとクレジットのリスクヘッジが必要である。しかし、国内一般債市場で は、社債レポ市場は整備されておらず、CDS 市場規模も昨年来、規制の影響で大きく落ち込んでいるため、クレジット リスクヘッジは行えない。 現状、国内セカンダリーマーケットメイカーは米国のそれと異なり、基本的にクレジット リスクを抱えることで市場流動性を創生しているといえる。 かかる環境において、米国同様の取引価格を開示し透明性を担保すると、クレジットへッジを行えない国内マーケット メイカーは、ポジションが晒されることとなり、保有リスクは高くなる。その結果、リスクとリターンが見合わず、寧 ろ、取引を倦厭し、取引価格のオファービッドスプレッドが広くなる可能性がある。 現在、価格公表はクレジットリスクの相対的に低い高格付け銘柄に限定しているが、クレジットの低い銘柄への制度拡 大は、上記影響がより顕著となる。なぜならば、クレジットの低い銘柄では、比較的発行額の小さく、投資家層が限定 されるため流動性が低い、また、クレジットスプレッド自体のボラティリティが比較的高いためである。

拙速に価格公表制度を格付けの低い銘柄まで適用することは、寧ろ市場流動性を低下させ、マーケットメイカーの業務

縮小を招き、本来の目的である「社債市場の活性化」を果たせず、減退に繋がる可能性があることを留意したい。	
この問題点を解決する上でも、まず、社債レポ市場の整備や CDS 市場の育成を行っていただきたい。	
取引価格情報の公表してきたことで、透明性向上による信頼性が高まったかもしれないが、社債の流動性が劇的に変化	G 社
したとは言い難い。価格の透明性と並行して、「追加発行の制度作り、レポ市場の育成、発行手続きの簡素化」など制	
度面での取り組みに重点を置くべきではないだろうか。	
新しい制度の導入に際しては参加者の慣れが必要なため、少しずつでも着実に進めて行くことが重要と考える。一方、	H社
日銀による強力な金融緩和によって、社債市場の活性化は喫緊の課題ではないと考えられがちであるが、状況の変化が	
生じる前の早い段階から備えておくべきである。毎年の見直しを行い、不断の制度更新を行うことで、制度の定着と社	
債市場の活性化を推進して行きたい。	
公社債店頭売買参考統計値の精緻化と社債取引情報の公表が定着して来た中で、ある程度の成果が挙がっており、これ	
までの成果や意義付け等を改めて外部に向けて発信することが適当であると考える。	

(※) 報告書抜粋 第4部会(社債の価格情報インフラの整備等)

社債の流通市場の活性化を図るためには、社債の取引情報を公表することにより社債の価格情報の透明性を高め信頼性を確保することが重要であり、米国・EU・韓国等の取組みを参考に、次のとおり、社債の取引情報の報告を求め、公表に向けた取組みを進める。一方、我が国社債の流通市場の現状を踏まえれば、社債の取引情報の公表による信用リスクが相対的に大きい企業の社債の流動性や、市場参加者の売買動向等への影響が懸念される。こうしたことから、社債の取引情報の公表に当たっては、公表対象銘柄、公表方法及び公表日に関して、段階的に公表を進める。

以 上

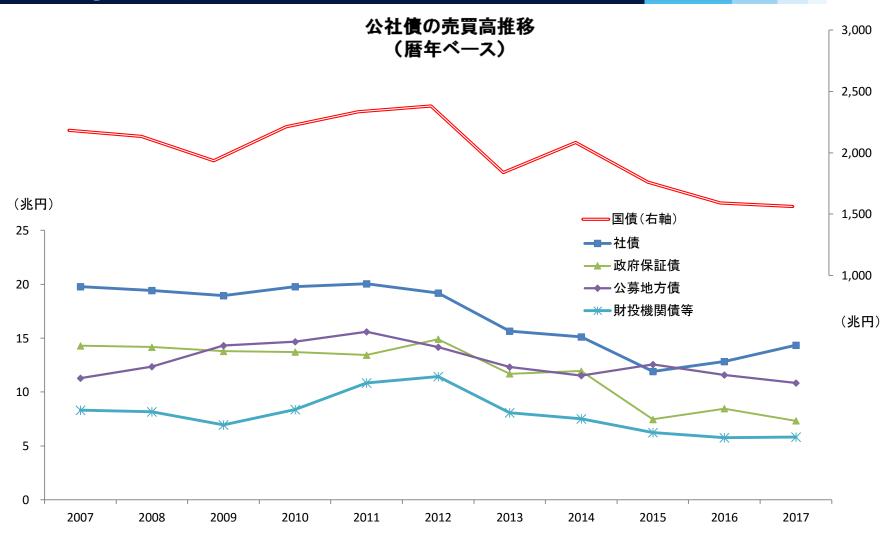


別添資料(社債の取引情報データ等)

1. 公社債市場の動向

1- ①公社債の売買高推移





出所:日本証券業協会「公社債種類別店頭売買高」

※現先・T-Billを除く。

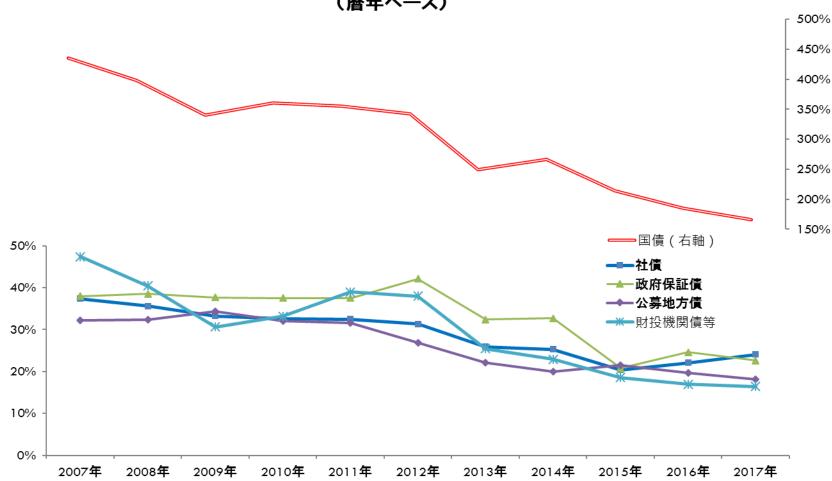
(2017年の値は2017.1~2017.9までのデータを1年分に引き直した試算値)

1. 公社債市場の動向

1-2公社債の売買回転率推移







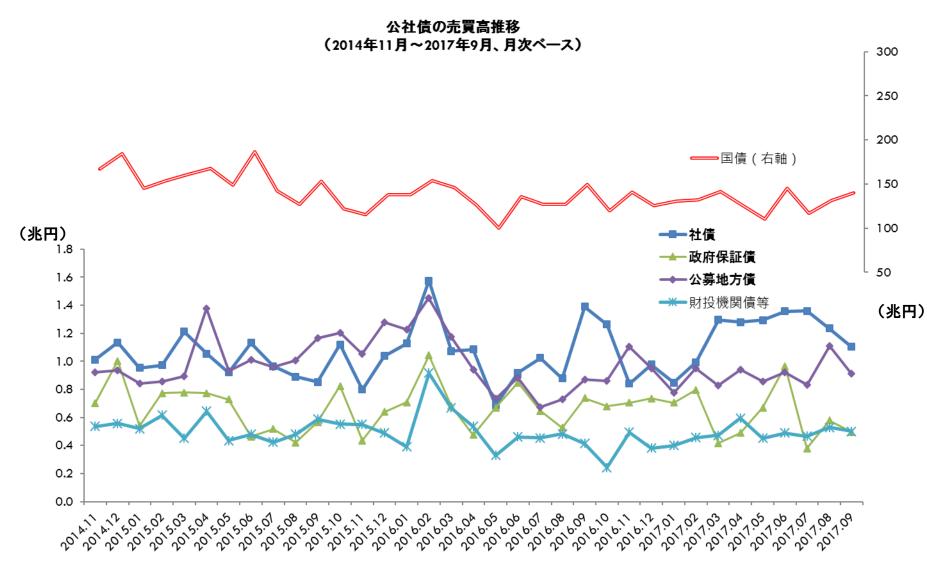
出所:日本証券業協会「公社債種類別店頭売買高」「公社債発行額・償還額」

※現先•T-Billを除く

(2017年の値は2017.1~2017.8までのデータを1年分に引き直した試算値)

1. 公社債市場の動向 <u>1-③公社債の</u>売買高推移

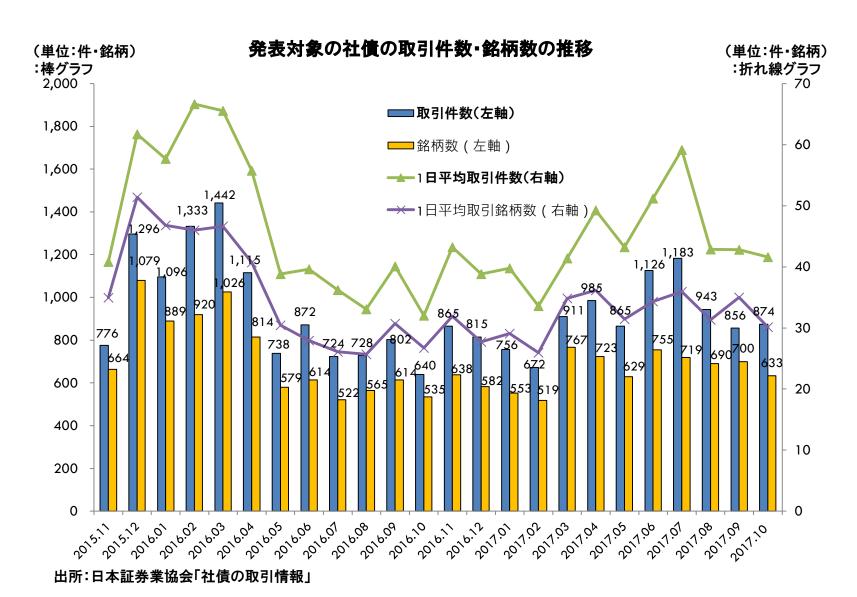




出所:日本証券業協会「公社債種類別店頭売買高」※現先・T-Billを除く。

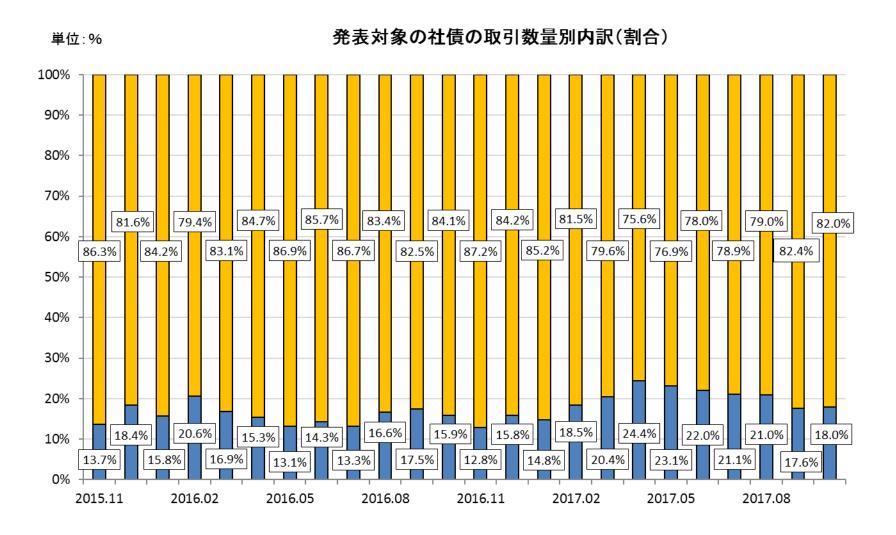
2. 社債取引情報の発表状況 <u>2-1)発表対象の取引</u>件数、取引銘柄数推移





2. 社債取引情報の発表状況 2-②取引数量の状況(5億円以上・未満の内訳)





出所:日本証券業協会「社債の取引情報」

■5億円未満の取引

■5億円以上の取引

2. 社債取引情報の発表状況 2-3発表対象取引の取引数量ベスト20ランキング



											取	引数量(億	円)					
	銘柄名称	払込日	発行総額 (億円)	利率	償還日	201610	201611	201612	201701	201702	201703	201704	201705	201706	201707	201708	201709	合計
1	日本電信電話 63	2013/04/25	1,000	0.69	2023/03/20	0	18	17	3	281	64	6	243	21	2	17	0	672
2	富士フイルムHD 4	2017/03/03	1,000	0.005	2020/03/03	_	-	-	_	_	_	65	243	115	127	0	0	550
3	損保日本興亜劣 1	2016/08/08	1,000	0	2046/08/08	_	_	-	_	-	64	21	16	144	79	106	29	458
4	アサヒクループHD 9	2017/06/13	1,000	0.08	2020/06/12	_	_		_	_	_	_	_	_	323	125	7	455
5	中部電力 520	2017/03/07	200	0.19	2023/03/24	_	_	_	_	_	_	267	82	20	9	6	0	384
6	関西電力 506	2016/10/26	300	0.33	2026/10/23	_	_	112	59	38	64	8	4	0	0	23	0	309
7	豊田自動織機 30	2017/03/09	500	0.001	2020/03/19	_	_	_	_	_	_	45	35	91	35	64	5	275
*********	みずほコーポ銀劣 3	2008/03/04	500	2.26	2018/03/02	2	3	23	2	4	13	88	77	4	54	0	1	271
9	第一三共 5	2016/07/25	750	0.81	2036/07/25	13	53	23	28	32	6	17	19	5	5	38	21	260
*******	みずほ銀行 34	2013/07/25	1,000	0.395	2018/07/25	4	3	5	5	4	88	6	5	8	85	20	0	233
0000000000	三井住友銀行 59	2014/04/23	500	0.254	2019/04/19	0	0	0	0	2	142	32	42	0	1	1	0	220
***************************************	大和ハウス工業 10	2017/02/28	500	0.001	2020/02/28	_	_	-	_	_	_	21	20	34	91	35	16	•
***********	東日本旅客鉄道117	2016/07/28	200	0.39	2046/07/27	0	0	161	11	0	0	26	0	16	0	0	0	214
	西日本高速道路32	2016/10/19	400	0.2	2026/10/19	_	_	28	5	34	45	97	0	0	0	0	0	209
15	損保日本興亜劣 2	2016/08/08	1,000	0	2076/08/08	_	-	-	_	_	0	0	15	129	5	31	17	***************************************
16	富士フイルムHD 3	2012/12/04	400	0.882	2022/12/02	0	0	0	5	5	0	10	3	8	145	15	5	196
	プリヂストン 11	2017/04/21	600	0.295	2027/04/21	_	_	-	_	_	-	_	-	31	95	40	10	
0000000000	三井住友銀劣 23	2010/12/17	500	1.61	2020/12/17	23	46	84	1	1	2	0	11	2	0	0	1	171
**********	損保日本興亜劣 3	2017/04/26	1,000	0	2077/04/26	_	_	-	_	-	_	-	-	70	8	18	71	167
20	みずほコーポレート 32	2013/01/24	1,000	0.27	2018/01/24	4	34	51	49	13	0	6	4	4	0	0	0	165

[※]発表対象期間外は「一」で表示。

2. 社債取引情報の発表状況 2-④取引価格と売参値の乖離幅



プラス(取引価格>売参値)

年.月	2016.11	2016.12	2017.01	2017.02	2017.03	2017.04	2017.05	2017.06	2017.07	2017.08	2017.09	2017.10
平均	0.522円	0.517円	0.441円	0.425円	0.349円	0.312円	0.295円	0.286円	0.286円	0.236円	0.201円	0.254円
<mark>中央値</mark>	0.288円	0.382円	0.284円	0.217円	0.127円	0.115円	0.149円	0.166円	0.175円	0.124円	0.101円	0.146円
最大	5.524円	7.514円	5.161円	5.050円	7.979円	5.637円	6.397円	3.932円	4.356円	4.338円	2.409円	5.300円
最小	0.001円	0.001円	0.001円	0.002円	0.001円	0.001円	0.001円	0.001円	0.001円	0.002円	0.001円	0.001円

マイナス(売参値>取引価格)

年.月	2016.11	2016.12	2017.01	2017.02	2017.03	2017.04	2017.05	2017.06	2017.07	2017.08	2017.09	2017.10
平均	0.260円	0.315円	0.049円	0.157円	0.096円	0.203円	0.219円	0.435円	0.127円	0.130円	0.156円	0.227円
中央値	0.016円	0.015円	0.015円	0.017円	0.024円	0.081円	0.045円	0.082円	0.094円	0.040円	0.061円	0.077円
最大	4.985円	5.720円	1.290円	3.840円	4.360円	2.104円	2.978円	4.840円	0.940円	2.320円	3.100円	2.447円
最小	0.001円	0.001円	0.001円	0.001円	0.001円	0.005円	0.001円	0.003円	0.001円	0.001円	0.001円	0.001円
-10-4												

絶対値

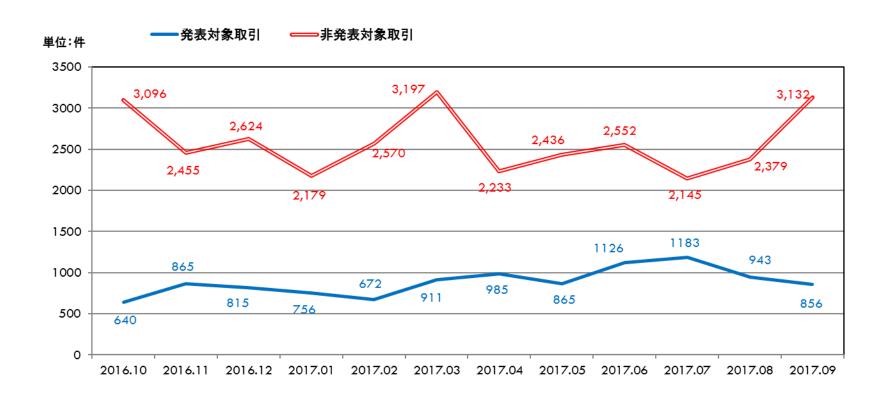
年.月	2016.11	2016.12	2017.01	2017.02	2017.03	2017.04	2017.05	2017.06	2017.07	2017.08	2017.09	2017.10
平均	0.481円	0.493円	0.373円	0.381円	0.292円	0.294円	0.288円	0.290円	0.279円	0.221円	0.187円	0.251円
<mark>中央値</mark>	0.222円	0.336円	0.197円	0.154円	0.083円	0.106円	0.141円	0.165円	0.174円	0.113円	0.087円	0.136円
最大	5.524円	7.514円	5.161円	5.050円	7.979円	5.637円	6.397円	4.840円	4.356円	4.338円	3.100円	5.300円
最小	0.000円	0.001円	0.000円	0.000円	0.000円							

出所:日本証券業協会「社債の取引情報」に基づき算出

3. 社債取引情報の発表状況 3-①公募社債の取引状況(発表対象取引、非発表対象取引別)



取引件数ベース

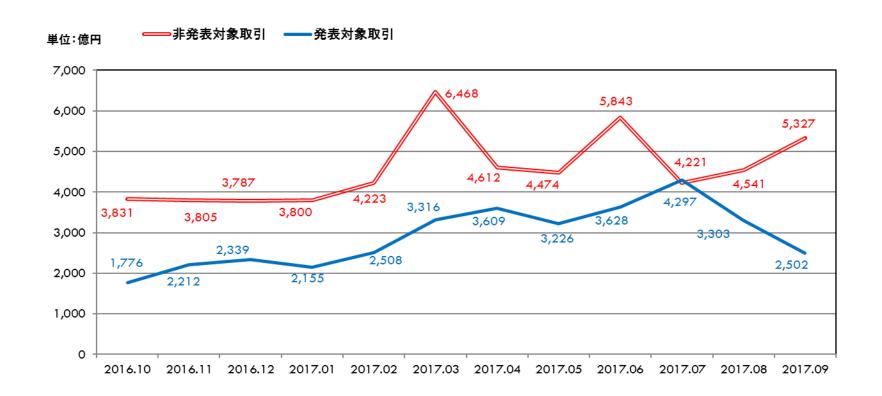


(注)額面1,000万円未満の取引を除く。

3. 社債取引情報の発表状況 3-①公募社債の取引状況(発表対象取引、非発表対象取引別)



取引数量ベース

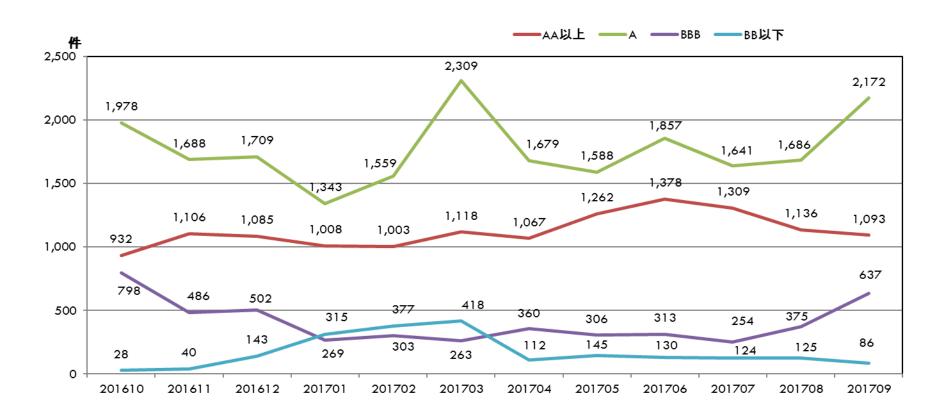


(注)額面1,000万円未満の取引を除く。

3. 社債取引情報の発表状況 3-②公募社債の取引状況(格付別)



取引件数ベース



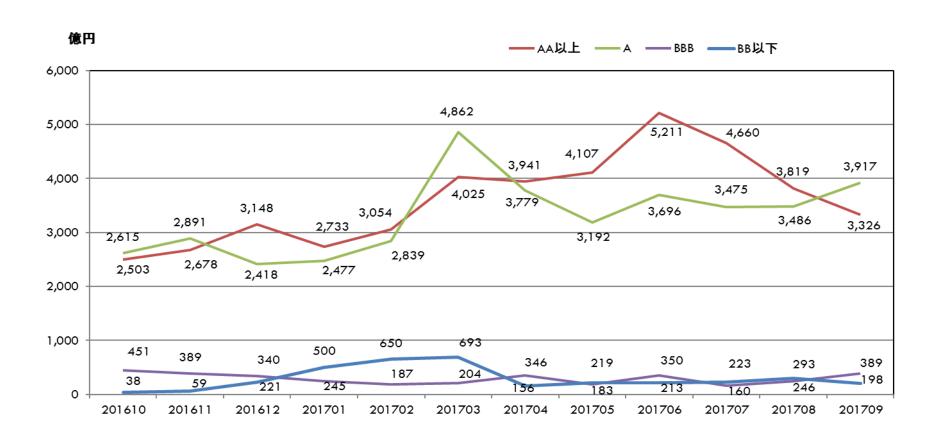
(注1)額面1,000万円未満の取引を除く。

(注2)複数格付けがある場合は良い方を採用して集計。

3. 社債取引情報の発表状況 3-②公募社債の取引状況(格付別)



取引数量ベース



(注1)額面1,000万円未満の取引を除く。

(注2)複数格付けがある場合は良い方を採用して集計。

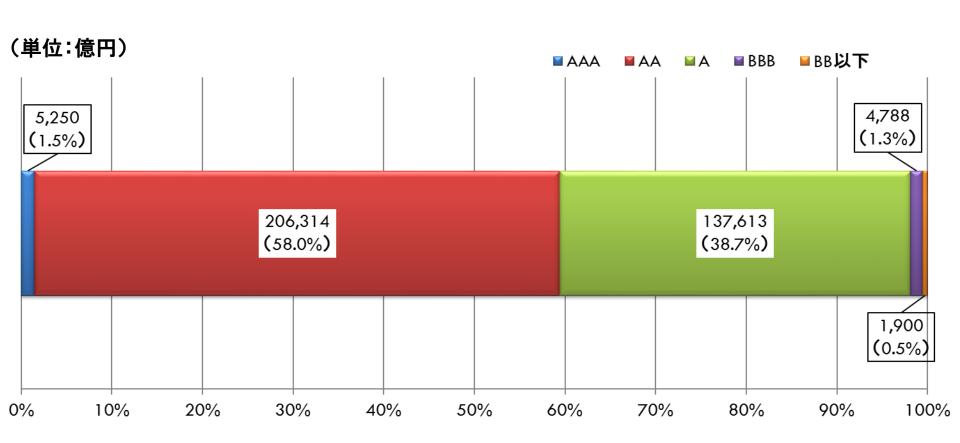
【参考】社債の取引情報発表対象銘柄のカバー率



	2017	年7月	2016	年7月
〇 銘柄数のカバー率	銘柄数	カバー率	銘柄数	カバー率
全公募社債	3,036銘柄	-	2,872銘柄	-
発表対象銘柄	1,363銘柄	45%	1, 192銘柄	42%
〇 取引件数のカバー率	取引件数	カバー率	取引件数	カバー率
全公募社債の取引	3, 328件	-	3,616件	-
(※額面1000万円未満の取引を除く。)				
うち1億円以上の取引	2, 633件	79%	1, 982件	55%
発表対象となる取引	1, 183件	全取引ベース:	724件	全取引ベース:
		36%		20%
		1億円以上の取		1 億円以上の取
		引ベース:45%		引ベース:37%
〇 取引数量のカバー率	取引数量	カバー率	取引数量	カバー率
全公募社債の取引	8,518億円	-	5,111億円	-
(※額面1000万円未満の取引を除く。)				
うち1億円以上の取引	8, 402億円	99%	 4, 858億円	95%
発表対象となる取引	4, 297億円	全取引ベース:	1,758億円	全取引ベース:
		50%		34%
		1億円以上の取		1億円以上の取
		引ベース:51%		引ベース:36%

【参考】格付け別の社債現存額



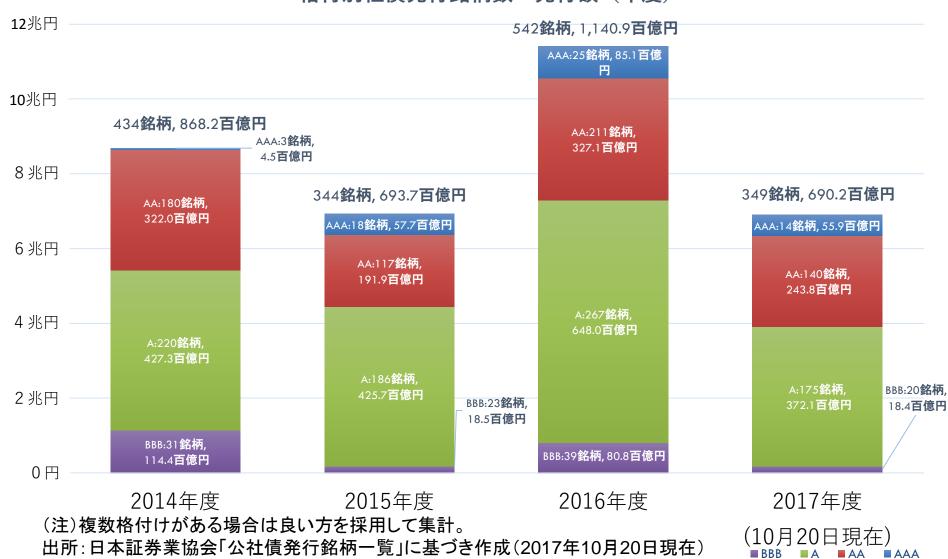


(注)複数格付けがある場合は良い方を採用して集計。 出所:日本証券業協会による推計(2017年10月2日現在)

【参考】格付け別の社債発行状況(銘柄数、発行額)



格付別社債発行銘柄数・発行額(年度)



				報台	告値	3	現在		対応策	(見直し案)	
報告日	銘柄名	償還年月日	利率	単利(%)	スプレット	単価(円) (小数点第3位以下 を切捨て)	複利(%)	スプレット゛	単価(円) (小数点第4位以下 を切捨て)	複利(%)	スプレット゛
<対象社債>											
2017/08/25	首都高速道路 10	2017/09/20	0.336	0.019	1.51	100.02	0.055	10.05	100.022	0.027	0.75.
2017/08/28	首都高速道路 10	2017/09/20	0.336	0.034	1.5bp	100.01	0.177	12.2bp	100.019	0.034	0.7bp
<参照国債>							1			2	
2017/08/25	中期国債 106(5)	2017/09/20	0.200	-0.140	Obp	100.02	-0.080	-3.7bp	100.024	-0.136	0.3bp
2017/08/28	中期国債 106(5)	2017/09/20	0.200	-0.140		100.02	-0.117	J =3.766	100.021	-0.133	J 0.36p
スプレッド幅					ノッド幅	(12.2) —	(-3.7) = 15.7		(0.7) -	-(0.3) = 0.4	

<発表停止の取扱いの現状>

- (1)発表停止基準は、「対象となる社債と参照する国債の売買参考統計値(複利の平均値)との差が一定以上となった場合」としている(上記の場合、10bp)。
- (2)売買参考統計値は、指定報告協会員から各銘柄の「単利」の報告を受け、当該単利を基に「単価」を算出したうえで、さらに「複利」を算出しているが、「単価」は「小数点2位までの数値(小数点3位以下を切り捨てた数値)」を用いている。
- (3)発表停止基準は、「AA格相当以上を満たしている社債であっても、その後のクレジットイベント等の発生により当該社債の利回りが急上昇し、マーケットにおいて 実質的には明らかにAA格相当と取り扱われていない社債については、社債の取引情報の発表を停止することが適当である」との趣旨に基づき導入したものである が、実際には発表停止基準に合致した銘柄は年間100銘柄以上となっている。こうした状態になっている理由として、複利を算出する際に用いる単価が「小数点2位 までの数値(小数点3位以下を切り捨てた数値)」である結果、誤差が大きくなることが考えられる。
- (4)そこで、仮に、「小数点3位までの数値(小数点4位以下を切り捨てた数値)」の単価を用いて複利を算出し、本年8月中に発表停止基準に合致した銘柄を対象として試算したところ、全ての銘柄において発表停止基準に合致しないこととなった(なお、これらの銘柄にクレジットイベント等の発生は生じていない)。

<対応案>

- (1)クレジットイベント等の発生が生じていない銘柄の取引情報の発表が頻繁に停止してしまう現状を改善するため、複利を算出する際に用いる「単価」は「小数点第 3位までの数値(少数点第4位以下を切り捨てた数値)」とする。
- (2)なお、上記の見直し(複利を算出する際に用いる「単価」を「小数点第3位までの数値(少数点第4位以下を切り捨てた数値)」とすること)は、あくまでも発表停止基準に合致するか否かを判定する際の対応であり、現行の公社債売買参考統計値発表制度及び社債取引情報の発表制度に基づく数値・発表様式(発表数値の桁数及びデータフォーマット)に影響を及ぼすものではない。

社債取引情報発表対象銘柄の状況

	発表対象銘柄	停止銘柄	中止銘柄
平成28年11月	1,214	16	0
平成28年12月	1,207	8	0
平成29年1月	1,216	6	2
平成29年2月	1,212	7	0
平成29年3月	1,214	19	0
平成29年4月	1,347	2	0
平成29年5月	1,346	8	0
平成29年6月	1,348	17	0
平成29年7月	1,368	2	0
平成29年8月	1,372	29	0
平成29年9月	1,363	20	0
平成29年10月	1,380	0	0
平成29年11月	1,374	0	0
合		134	2

[※] 平成29年10月27日現在

社債の取引情報発表停止銘柄、発表中止銘柄

2017年10月27日現在

〇発表停止銘柄

(停止日順、発行体コート)順)

					発表停	止の状況		
銘柄 コード	銘柄名	償還 年月日	利率	当否	停止日	解除 予定日	解除の 延長	残存日数
000428586	日立キャピ [°] タル 42	2016/12/20	0.57	0	2016/11/02	_	_	48日
000178461	ホンタ・ファイナンス 17	2016/12/20	0.465	0	2016/11/08	_	_	42日
000418433	NTTファイナンス 41	2016/12/20	0.47	0	2016/11/10	_	_	40日
000046594	日本電産 4	2016/12/20	0.207	0	2016/11/11	_	_	39日
000578498	トヨタファイナンス 57	2016/12/20	0.202	0	2016/11/11	_	_	39日
070030946	成田国際空港 3	2016/12/20	1.92	0	2016/11/15	_	_	35日
000788802	三菱地所 78	2016/12/20	1.88	0	2016/11/15	_	_	35日
000289022	東海旅客鉄道 28	2016/12/20	1.88	0	2016/11/15	_	_	35日
000189513	電源開発 18	2016/12/20	1.79	0	2016/11/15	_	_	35日
000021925	大和ハウス工業 2	2016/12/20	0.249	0	2016/11/16	_	_	34日
000448433	NTTファイナンス 44	2016/12/20	0.15	0	2016/11/16	_	_	34日
001038802	三菱地所 103	2016/12/22	0.459	0	2016/11/18	_	_	34日
004919503	関西電力 491	2016/12/20	0.527	0	2016/11/18	_	_	32日
004169508	九州電力 416	2016/12/22	0.661	0	2016/11/22	_	_	30日
000588031	三井物産 58	2016/12/20	1.94	0	2016/11/25	_	_	25日
070090907	首都高速道路 9	2016/12/20	0.448	0	2016/11/28	_	_	22日
000458001	伊藤忠商事 45	2017/01/24	2.11	0	2016/12/16	_	_	39日
004809502	中部電力 480	2017/01/25	1.79	0	2016/12/16	_	_	40日
003919508	九州電力 391	2017/01/25	1.82	0	2016/12/16	_	_	40日
000109536	西部瓦斯 10	2017/01/26	0.807	0	2016/12/16	_	_	41日
000288310	みずほコーポレート 28	2017/01/25	0.515	0	2016/12/21	_	_	35日
001508315	三菱東京UFJ銀150	2017/01/23	0.185	0	2016/12/21		_	33日
000568412	三井住友銀行 56	2017/01/20	0.47	0	2016/12/21			30日
000649007	小田急電鉄 64	2017/01/25	0.21	0	2016/12/21		_	35日
004489503	関西電力 448	2018/06/20	2.16	0	2017/01/11	2017/03/01	_	525日
001488591	オリックス 148	2017/02/24	1.26	0	2017/01/18	_	_	37日

			-		発表停	止の状況		
銘柄 コード	銘柄名	償還 年月日	利率	当否	停止日	解除 予定日	解除の 延長	残存日数
004259508	九州電力 425	2017/02/24	0.281	0	2017/01/23		_	32日
010018412	三井住友銀劣 10	2017/02/16	2.11	0	2017/01/30		_	17日
000048592	三井住友F&L 4	2017/02/23	0.554	0	2017/01/31		_	23日
017018593	三菱UFJIJ-X 17	2017/02/28	0.578	0	2017/01/31		_	28日
090151289	中日本高速道路15	2017/03/17	0.931	0	2017/02/02		_	43日
000798802	三菱地所 79	2017/03/17	1.79	0	2017/02/09		_	36日
000618031	三井物産 61	2017/03/21	1.78	0	2017/02/14	_	_	35日
000658058	三菱商事 65	2017/03/17	1.8	0	2017/02/21	_	_	24日
000278498	トヨタファイナンス 27	2017/03/17	1.82	0	2017/02/21	_	_	24日
000068604	野村ホールディングス 6	2017/03/23	1.86	0	2017/02/21	_	_	30日
000529432	日本電信電話 52	2017/03/17	1.77	0	2017/02/21	_	_	24日
000298310	みずほコーポレート 29	2017/04/21	0.46	0	2017/03/14	_	_	38日
000695405	住友金属工業 69	2017/04/20	0.448	0	2017/03/16	_	_	35日
000165411	ジェイエフイ-HD 16	2017/05/26	0.858	0	2017/03/16	-	-	71日
000468001	伊藤忠商事 46	2017/04/26	2.02	0	2017/03/16	_	_	41日
000478001	伊藤忠商事 47	2017/05/19	1.99	0	2017/03/16	-	-	64日
000878315	三菱東京UFJ銀 87	2017/04/20	1.87	0	2017/03/16	_	_	35日
001348315	三菱東京UFJ銀134	2017/04/20	0.41	0	2017/03/16	_	_	35日
001538315	三菱東京UFJ銀153	2017/04/21	0.175	0	2017/03/16	_	_	36日
000088413	みずほ銀行劣 8	2017/04/27	1.99	0	2017/03/16	_	_	42日
001138591	オリックス 113	2017/04/18	2.19	0	2017/03/16	_	_	33日
001068802	三菱地所 106	2017/04/27	0.428	0	2017/03/16	_	_	42日
000489020	東日本旅客鉄道48	2017/04/17	1.81	0	2017/03/16	_	_	32日
000299022	東海旅客鉄道 29	2017/04/21	1.78	0	2017/03/16	_	_	36日
000309022	東海旅客鉄道 30	2017/05/19	1.78	0	2017/03/16	-	_	64日
004119502	中部電力 411	2017/04/25	3.125	0	2017/03/16	_	_	40日
003469504	中国電力 346	2017/04/25	1.81	0	2017/03/16	_	_	40日
003829506	東北電力 382	2017/04/25	3.125	0	2017/03/16	_	_	40日
004259506	東北電力 425	2017/05/25	1.58	0	2017/03/16	-	_	70日

			-		発表停	止の状況		
銘柄 コード	銘柄名	償還 年月日	利率	当否	停止日	解除 予定日	解除の 延長	残存日数
003929508	九州電力 392	2017/04/25	1.81	0	2017/03/16		_	40日
001028402	三菱UFJ信託銀 1	2017/06/07	0.345	0	2017/04/19	ı	-	49日
019018593	三菱UFJリ-ス 19	2017/05/29	0.487	0	2017/04/21	I	-	38日
000658001	伊藤忠商事 65	2017/06/06	0.407	0	2017/05/01	I	-	36日
090531289	中日本高速道路53	2017/06/20	0.222	0	2017/05/08	ı	-	43日
000199513	電源開発 19	2017/06/20	1.94	0	2017/05/15	-	-	36日
000298498	トヨタファイナンス 29	2017/06/20	1.93	0	2017/05/18	-	_	33日
000053382	セフ`ン&アイHD 5	2017/06/20	0.852	0	2017/05/22	-	-	29日
000328604	野村ホールティング、ス32	2017/06/22	1	0	2017/05/25	-	-	28日
004639506	東北電力 463	2017/06/23	0.72	0	2017/05/26	-	-	28日
000169511	沖縄電力 16	2017/06/20	1.83	0	2017/05/31	-	-	20日
000032502	アサヒク゛ルーフ゜HD 3	2017/07/13	0.331	0	2017/06/13	_	_	30日
090181289	中日本高速道路18	2017/08/28	0.775	0	2017/06/15	_	_	74日
000042544	サントリーHD 4	2017/07/07	0.74	0	2017/06/15	_	_	22日
000625405	住友金属工業 62	2017/07/21	0.73	0	2017/06/15	_	_	36日
000668058	三菱商事 66	2017/07/28	2.08	0	2017/06/15	_	_	43日
000308310	みずほコーポレート 30	2017/07/25	0.34	0	2017/06/15	_	_	40日
000078310	みずほコーポレート 7	2017/07/27	2.08	0	2017/06/15	_	_	42日
001378315	三菱東京UFJ銀137	2017/07/20	0.275	0	2017/06/15	_	_	35日
012028315	三菱東京UFJ劣 12	2017/07/28	2.16	0	2017/06/15	_	_	43日
000058592	三井住友F&L 5	2017/07/31	0.381	0	2017/06/15	_	_	46日
000818802	三菱地所 81	2017/07/28	2.045	0	2017/06/15	_	_	43日
000659007	小田急電鉄 65	2017/07/25	0.17	0	2017/06/15	_	_	40日
001019020	東日本旅客鉄道101	2017/07/25	0.126	0	2017/06/15	_	_	40日
004569503	関西電力 456	2017/07/25	2.01	0	2017/06/15	_	_	40日
004869503	関西電力 486	2017/07/25	0.821	0	2017/06/15	_	_	40日
004179508	九州電力 417	2017/08/25	0.641	0	2017/06/15	_	_	71日
000088604	野村ホールディングス 8	2017/08/14	2.12	0	2017/06/16		_	59日
001388591	オリックス 138	2017/08/25	1.69	0	2017/07/27	_	_	29日

					発表停	止の状況		
銘柄 コード	銘柄名	償還 年月日	利率	当否	停止日	解除 予定日	解除の 延長	残存日数
000668001	伊藤忠商事 66	2017/09/11	0.362	0	2017/07/31		_	42日
000227011	三菱重工業 22	2017/09/12	2.03	0	2017/08/02		_	41日
000037741	ноуа з	2017/09/20	1.93	0	2017/08/02		_	49日
000109022	東海旅客鉄道 10	2017/09/20	1.42	0	2017/08/02		_	49日
004589503	関西電力 458	2017/09/20	1.83	0	2017/08/02		_	49日
090181288	東日本高速道路18	2017/09/20	0.387	0	2017/08/10		_	41日
000209022	東海旅客鉄道 20	2017/09/20	1.77	0	2017/08/10	_	_	41日
000678058	三菱商事 67	2017/09/20	1.75	0	2017/08/16	_	_	35日
000509020	東日本旅客鉄道50	2017/09/20	1.86	0	2017/08/16	_	_	35日
000319022	東海旅客鉄道 31	2017/09/20	1.75	0	2017/08/16	_	_	35日
000059023	東京地下鉄 5	2017/09/20	1.93	0	2017/08/16	_	_	35日
000219513	電源開発 21	2017/09/20	1.69	0	2017/08/16	_	_	35日
090211289	中日本高速道路21	2017/09/20	0.592	0	2017/08/21	_	_	30日
090431289	中日本高速道路43	2017/09/20	0.362	0	2017/08/21	_	_	30日
090461289	中日本高速道路46	2017/09/20	0.351	0	2017/08/21	_	_	30日
000535401	新日本製鐵 53	2017/09/20	1.77	0	2017/08/21	_	_	30日
000216201	豊田自動織機 21	2017/09/20	0.265	0	2017/08/21	_	_	30日
000016594	日本電産1	2017/09/20	0.386	0	2017/08/21	_	_	30日
000138379	広島銀行 13	2017/09/20	1.89	0	2017/08/21	_	_	30日
000318498	トヨタファイナンス 31	2017/09/20	1.89	0	2017/08/21	_	_	30日
000828802	三菱地所 82	2017/09/20	1.825	0	2017/08/21	_	_	30日
000209513	電源開発 20	2017/09/20	1.74	0	2017/08/21	_	_	30日
000349513	電源開発 34	2017/09/20	0.592	0	2017/08/21	_	_	30日
000568498	トヨタファイナンス 56	2017/09/20	0.316	0	2017/08/22	_	_	29日
004989502	中部電力 498	2017/09/25	0.566	0	2017/08/23	_	_	33日
000368604	野村ホールディングス36	2017/09/21	1.04	0	2017/08/25	_	_	27日
000029383	関西高速鉄道 2	2017/09/20	1.91	0	2017/08/25	_	_	26日
070100907	首都高速道路 10	2017/09/20	0.336	0	2017/08/28	_	_	23日
070080908	阪神高速道路 8	2017/09/20	0.336	0	2017/08/28		_	23日

		/带 \ 严	工!! **		発表停	止の状況		
銘柄コード	銘柄名	償還 年月日	利率	当否	停止日	解除 予定日	解除の 延長	残存日数
000093407	旭化成 9	2017/09/20	0.301	0	2017/08/28	_	1	23日
000072914	日本たばこ産業 7	2017/12/08	0.841	0	2017/09/15	2017/11/01		84日
000014901	富士フイルムHD 1	2017/12/04	0.33	0	2017/09/15	2017/11/01	1	80日
000488001	伊藤忠商事 48	2017/11/20	1.9	0	2017/09/15			66日
000318310	みずほコーポレート 31	2017/10/25	0.33	0	2017/09/15		1	40日
000108310	みずほコーポレート 10	2017/10/27	1.945	0	2017/09/15			42日
000938315	三菱東京UFJ銀 93	2017/10/17	1.985	0	2017/09/15		1	32日
000578412	三井住友銀行 57	2017/10/20	0.28	0	2017/09/15		_	35日
000148566	リコーリース 14	2017/11/27	0.35	0	2017/09/15	_	_	73日
021018593	三菱UFJ'J-X 21	2017/10/31	0.436	0	2017/09/15	_	_	46日
025018593	三菱UFJ'J-ス 25	2017/11/21	0.313	0	2017/09/15	_	_	67日
000878802	三菱地所 87	2017/11/15	1.77	0	2017/09/15	_	_	61日
000259008	京王電鉄 25	2017/11/29	1.695	0	2017/09/15	_	_	75日
000039022	東海旅客鉄道 3	2017/10/30	2.825	0	2017/09/15	_	_	45日
000449042	阪急阪神HD 44	2017/10/25	0.406	0	2017/09/15		_	40日
004149502	中部電力 414	2017/11/24	2.7	0	2017/09/15		1	70日
004859502	中部電力 485	2017/11/24	1.77	0	2017/09/15			70日
003519504	中国電力 351	2017/11/24	1.78	0	2017/09/15	_		70日
004299506	東北電力 429	2017/11/24	1.71	0	2017/09/15	_	_	70日
003969508	九州電力 396	2017/11/24	1.79	0	2017/09/15	_		70日
001048403	三井住友信託銀 1	2017/11/01	0.286	0	2017/09/19	_	_	43日

〇発表中止銘柄

銘柄 コード	銘柄名	償還 年月日	利率	発表中止の状況	
				当台	中止日
000107752	リコー 10	2017/06/22	0.877	0	2017/01/25
000087752	リコー 8	2019/03/04	2.075	0	2017/01/25